

公益財団法人 石橋奨学会

2026 年度 奨学生募集要項

石橋奨学会は昭和 32 年(1957 年)に福岡県の実業家石橋健藏氏により設立されました。優秀な学徒にして、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を給付して修学を助け、もって国家有用の人材を育成することを目的とし、来年度で 70 期目を迎えます。これまでの奨学生は福岡県出身者を中心に 800 人を超え、各界で活躍しています。

この募集要項には、応募資格、応募の方法、提出書類、選考日程、採用後の義務など本会奨学生となるための主要な事項を記載しています。合わせてホームページに掲載の「奨学金規程」に留学、休学時の扱いなども規定していますので、十分ご理解の上、出願してください。

1. 応募資格

日本国民であって、2026 年 4 月に新たに日本の 4 年制以上の国立・公立・私立大学（通信教育課程及び夜間学部生を除く）に入学を予定する者で、学術優秀、品行方正で、学資の支出が困難と認められる者。

ただし、兄弟姉妹と重複しての応募は出来ません。

学資の支出が困難と認められる目安は、以下の何れかの条件とします。

① 昨年度の世帯総収入金額が、700 万円以下

※年末調整や確定申告における所得金額ではなく、収入金額の合計です。

② 扶養者の死亡等により来年度以降の学資の支出が困難と認められる場合

2. 重複受給の禁止

他の給付型奨学金と重複して受給することは出来ません。

※ 2020 年 4 月から実施されている日本学生支援機構による給付型奨学金を受給する場合は、この「重複受給」に該当しますのでご注意ください。

※各大学における授業料免除は、この「重複受給」には該当しません。

3. 奨学金給付額 月額 80,000 円

4. 奨学金の受給期間 正規の最短修学期間

5. 奨学生の義務

① 毎学年末の学業成績表、及び生活状況報告書の提出

② 奨学生会議（毎年 8 月中旬に福岡市で開催する現役・OB 奨学生の夏季フォーラム・懇親会）への参加

③ 会誌「玄海」（年 1 回発行）への投稿

本奨学金は給付であり返済義務はありません。

また、履修学科、卒業後の就職先等について制約はありません。

6. 採用人数 10 名程度

7. 提出書類

① 奨学金給付願書（指定用紙）

② 在学又は出身学校長の推薦書（指定用紙）

③ 在学又は出身学校所定の調査書

④ 家庭調書（指定用紙）

⑤ 卒業証明書又は卒業見込証明書

⑥ 個人情報の取扱いに関する同意書（指定用紙）

⑦ 市区町村役所で発行された「令和 7 年度課税（所得）証明書」または「令和 7 年度非課税証明書」

※市区町村によっては、課税証明書が「住民税決定証明書」など別の名称である場合があります。

※家計支持者全員分が必要です。父母ともにいる場合は父母 2 名分、これに代わって主として家計を支えている親族がいる場合はその親族)

⑧ 写真（縦 4.0cm×横 3.0cm）1 枚

- ・指定用紙は本会ホームページからダウンロード出来ます。
- ・提出していただいた書類、及びその内容については、個人情報保護の観点から適切に取扱い、奨学生の決定に関する各種審査、各種事務手続き、及び応募者への各種連絡にのみ利用します。
- ・奨学生の決定に至らなかった、あるいは辞退された応募者の提出書類については、1 年間保管し、その後、適切に廃棄します。
- ・提出書類の返却は致しません。

8. 書類提出先

〒153-43 東京都目黒区東山 3-1-11 サンサーラ東山 402 号室
公益財団法人 石橋奨学会 宛

9. 書類受付期間 2026 年 1 月 5 日(月) ～ 2026 年 1 月 30 日(金) (必着)

10. 選考方法

第 1 次選考（書類選考）

第 2 次選考（面接）2026 年 3 月 22 日(日)に、福岡県福岡市で実施予定です。

※日時・場所等の詳細については第 1 次選考通過者に通知します。

※旅費・交通費の支給は致しません。

※なお、第 2 次選考は一度限りですので、日程的に対応が難しい場合には、応募をご遠慮下さい。

11. 選考結果の通知

第 1 次選考の結果は 2026 年 2 月下旬に本人へ通知します。第 2 次選考の結果は選考終了後、速やかに本人に通知します。

12. 奨学金規程

採用後の権利、義務など奨学生としての細目を規定していますので、十分に確認をお願いします。

公益財団法人 石橋奨学会

電 話 03-6412-7620

F A X 03-6412-7625

ホームページアドレス <https://www.isibasif.or.jp/>